

「無アルカリガラス」事件

平成18年（行ケ）第10449号事件（平成19年12月26日判決）

<キーワード>

29条の2

臨界値

<抜粋>

優先権基礎出願と先願について、各特許請求の範囲（請求項1）の記載を対比すると、CaO含有量については、前者が「0～10.0%」であるのに対し、後者が「0～8.0%」であり、SrO含有量については、前者が「0～10.0%」であるのに対し、後者が「0.1～10.0%」であり、いずれも、先願における含有量は、優先権基礎出願における含有量の範囲に含まれる。

このうち、SrO含有量については、優先権基礎出願明細書に「好ましくは0.1～10.0%である」との記載があることに照らすならば、「0.1～10.0%」の含有量については、優先権基礎出願明細書に開示されているとみることができる。

しかし、CaO含有量については、優先権基礎出願明細書には、「10.0%より多いと、ガラスの耐バフアードフッ酸性が著しく悪化するため好ましくない」と記載され、同記載部分によれば、優先権基礎出願明細書においては、「10.0%」なる数値に上限としての技術的意義を有するものとして開示されているといえるが、「0～8.0%」の範囲の数値については、何ら技術的な意味を示唆する記載はない。そして、優先権基礎出願明細書の実施例及び比較例によれば、CaOの含有量は、2.1～7.5%の範囲にあることが示されており、CaOを「8.0%」含有させたガラス組成物についての開示はない。

そうすると、優先権基礎出願明細書には、「8%」を上限とする「0～8%」のCaO含有量範囲について、何らかの技術的意義を示した記述はないと理解するのが自然である。

以上によれば、先願発明は、優先権基礎出願明細書に記載されているということとはできない。

被告は、ガラス組成物は、誤差が生ずることは避けられず、特定の数値で規定することが難しく、ある程度の幅を持った概数値で論じられざるを得ない分

野であること（乙2，乙3）に鑑みれば，先願明細書に記載されたCaO含有量「0～8.0%」は，優先権基礎出願明細書に実施例に最大値「7.5%」の記載があることに照らすと，同数値は，概数として「8.0%」の値を示したものと理解できるから，優先権基礎出願明細書の記載から自明な事項であると主張する。

しかし，被告の上記主張は，以下のとおり失当である。

すなわち，乙2には，「成分の安定性：大量生産のガラスでは製品の物理的・化学的性質の安定や機械成形の安定性が望まれるため，製品のガラス組成において各成分は一般に0.05%以内の範囲で一定でなければならない」と記載され，乙3には，ガラス原料を配合した場合の誤差として，CaO成分については「0.008%」という小さい数値が例示されている。そうすると，ガラス技術分野において，ガラス組成物の含有量が「ある程度の幅を持った概数の値」で示さざるを得ないとしても，その幅は，せいぜい「0.05%」のような小さな程度をいうのであって，「7.5%」の概数として「8.0%」まで包含するような大きさであるとは，到底認められない。

また，被告は，先願明細書の記載は，優先権基礎出願明細書における実施例の「7.5%」を考慮し「0～10.0%」を「0～8.0%」まで単に減縮したものであるとも主張する。しかし，被告の上記主張も失当である。すなわち，優先権基礎出願明細書には，ガラス組成物の組成範囲が記載されているだけであって，組成範囲の誤差に関する記載はなく，また，CaO含有量が「7.5%」を超える具体例も記載されていない。そして，ガラス分野における「7.5%」の含有量が「8.0%」まで包含するものでないことは上記で説示したとおりである。そうすると，数値的には，「0～10.0%」を減縮すれば，「0～8.0%」になり得るとしても，優先権基礎出願明細書において上限値の「10.0%」を「8.0%」という特定の数値に変更する理由が見当たらないから「0～8.0%」は，「0～10.0%」を単に減縮したものであるとは認められない。

上記のとおり，先願発明は，優先権基礎出願明細書に記載されているということができないから，審決が，本願との関係で，先願発明を29条の2所定の発明として同条の規定を適用したことは誤りである。